

京都さつき法律事務所報 第32号 2019(平成31)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

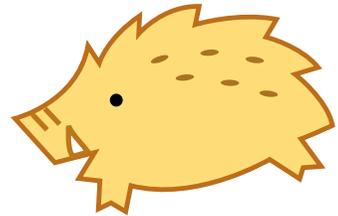
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

## 2019 新年号

2019年がみなさまにとって良い年になりますように。

今年もよろしくお祈りします。



2019年正月 京都さつき法律事務所一同

### 【雑感】

## しなやかな別姓選択

### ～家族と憲法訴訟の講演会に学んで

弁護士 山下信子

#### 1. 昔、私が結婚したころ

昔、私が結婚したころ、結婚したら女性は婚姻届で夫の名字(姓・氏、以下「姓」と言います)に変わるのが普通だったし、旧姓のまま仕事を続ける人も例外的だった。民法は、結婚するときに、すべての夫婦は夫または妻のどちらかの姓を選んで、全ての夫婦はその同じ姓を名乗らなければならないと定めているが(750条)、妻側の姓を選択することには勇気と理論武装が

必要だったし、旧姓を通称名として使用してよい職場もほとんどなかったからである。

「そんなの今までの自分を失うみたいでイヤ」、「結婚で名字が変わったら仕事上不便になるのに妻の方だけが不便を我慢しないといけないのは男女平等じゃない」と言って、彼とじゃんけんで姓を決めた友人がいたし、これを切っ掛けに別れたカップルも知っている。戸籍を入れない事実婚を選択する進んだ人もいたが、ごく少数派で、



回顧シリーズ③

2000年11月 京都弁護士会の環境保全委員会の委員長時代。委員会の仲間と交通問題の先進国シンガポールに調査に出かけ、すべての行事を終えた夜。

フェミニズムの闘士のように見えた。

多くの女性が、夫の姓を選択して彼や親や親戚の顔を立てておけば無難だし、職場と闘う余裕もないからという消極的理由で夫の姓を選んで結婚し、仕事で使う姓も変えた。

もともと、姓が変わるのは新しい人生が始まる感じがするし、彼との一体感が感じられて嬉しいという人もいて、告白するが、私はこのタイプだった。

けれど、結婚生活の中では、「夫との一体感なんて感じたくない」という時期が訪れる。自分のミーハーさを悲しく振り返るときもある。なので、多くの普通の女性たちが、結婚して戸籍の姓は変わった後も、旧姓を使用して仕事をしていくことを自然に、しなやかに選択するようになった今の時代を、素敵な進化だと思う。多くの企業や行政庁でも、旧姓の通称使用で仕事をするのが認められるようになっていく。

## 2. 通称使用の限界

しかし、旧姓の通称使用には限界がある。たとえば、株式会社の取締役になると、旧姓で仕事してきた人も戸籍名で役員登



記しなければならない。現在の登記実務は戸籍名での申請しか認めていないからである。

弁護士も、弁護士法人の役員になると、弁護士になって以来使ってきた旧姓では登記できず、一度も使ったことのない戸籍名で登記しなければならない。その弁護士を旧姓でのみ認識していた顧問会社や依頼者は戸惑うであろうし、究極の個人情報である結婚や離婚の事実が誰でも見られる登記情報に載ることになる。この点、先鞭をつけて風穴を開けるべき日弁連が、登記申請に添付する「弁護士法人の社員となる資格証明書」に旧姓の記載を認めず、戸籍名での資格証明書しか発行しない処理をしている。「男女共同参画」の時代、こんな日弁連は女性たちから支持されないと思う（なお、2018年9月26日の京都新聞朝刊記事「旧姓の役員登記認定を 京都の弁護士、却下処分取り消し求め 法務局に審査請求」ご参照）

なにより、姓を他人と区別して自分を顕す自分の一部と感じ、その姓で生きてきたことを大切にしたいと考えている人にとっては、氏名権という人格権を侵害されている状態ということになる。

戸籍上の姓と通称を使い分けることに不便や違和感を抱く人は増えていて、そういう意識や希望と法律との乖離が広がっているのではないだろうか。

## 3. プログラミングは済んでいる

これらの問題は、夫婦同姓のほかにも、夫婦が希望する場合に

は、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度（選択的夫婦別姓制度）を作れば一挙に解決する。同姓でも別姓でも、夫婦が各々の価値観や家庭の事情に応じて、選べばよいのである。

そもそも、戸籍が電子化された1994（平成6）年時点で、つまり24年前に、夫婦別姓での戸籍の記載ができるようにプログラミングは済んでいるようだ。

また、法務省の法制審議会は、1996（平成8）年に、つまり22年前に選択的夫婦別姓制度の導入を提言していたが、「家族を守れ」、「名字の数が減る」などの反対意見を出す団体があったりして、国会提出に至らなかったようである。

夫婦別姓を認めていないのは、日本、インド、ジャマイカだけである（平成22年11月調査ですが）。

## 4. 日本人同士の結婚の場合だけブラックボックス

夫の姓を選んで結婚しその夫と離婚すると、離婚によって婚姻前の氏に復帰するが（民法767条1項）、戸籍係に届出をすれば、婚姻時の夫の氏を称することができる。

これはどういう仕組みか、一種技術的なので、私の場合を例に説明する。たとえば私の場合、結婚して戸籍上山下姓になったが、夫と離婚すると、民法上は全ての人が結婚前の姓に戻るの、私の山下の姓は存在しなくなる。離婚による復氏とはそういうことである。けれど、離婚から3ヶ月以内に届出することにより、なくなってしまったは

ずの山下の姓を称することができる(民法767条2項、戸籍法77条の2)。

私が今離婚するとしたら、ずっと山下の姓で仕事をしてきているし、今さら旧姓に戻れば山下弁護士は死んだと思う人もいるだろうし、愛する子どもたちは山下姓であるから、たとえばきらいで別れた夫の姓でも、きつと山下姓を選ぶと思うが、戸籍法が手当てしてくれているおかげで、離婚しても、法律上も事実上も山下姓のまま生きていくことができるのである。こうやってシミュレーションすると、姓が人格権であるということがよくわかるのである。

日本人が外国人と結婚した場合にも、その外国人と離婚する場合にも、戸籍法は同じような手当てをしていて、各人は、人生の分岐点で姓を選ぶことができ、つまり氏名権が尊重されて

いる。ところが、日本人同士が結婚した場合のみが、ブラックボックスになっているのである。

### 5. 変わる予感

2017年(平成29)年9月から、公務員が旧姓で公文書を作成することが認められ、裁判官も判決文を旧姓で書くことができるようになった。そして2018年(平成30)年1月、旧姓を通称使用してきた女性弁護士がはじめて最高裁判事になった。

東証一部上場のソフトウェア会社サイボウズの社長は、これを見て予定を前倒して、選択的夫婦別姓を求める裁判を提起したという。

民法上の夫婦別姓訴訟において、現行民法を合憲とした最高裁判決(2015〈平成27〉年12月)が、そんなに時間をかけずに、変更されるかもしれない。

6. ここに書いたことは、自由人権協会京都開催の講演会(2018年11月)で、家族にかかわる憲法訴訟に多数取り組んでおられる作花知志弁護士の講演「家族って何だろう? 憲法訴訟から考える家族制度と司法の役割」に教えていただいたことである。

「社会には多様な意見や生き方があり、社会には多数決では奪うことのできない事柄がある」、「99%の人が賛成しても1%の人の人権を侵害している法律があれば、憲法に照らして是正されるべきであるし、法に従事する者はそのために力を尽くさなければならぬ」との作花弁護士の言葉は、最高裁の固い扉をこじあける孤独な闘いを続けて来られたからこそだろう。

優れた弁護士の仕事に刺激を受けた講演会であった。

## 18才からもう「大人」?

### ～契約を巡るトラブルに遭わないために～

#### 民法改正と成年年齢の引下げ

今年ももうすぐ成人式ですね。これまで成人と言えば20才でしたが、昨年、成年年齢を引き下げる民法改正案が可決されたことから、2022年4月には18才以上は成年つまり「大人」と扱われることとなります。

「大人」になると、法律的には親の同意を得ずに、一人で契約ができることとなります。た

とえば、クレジットカードもその子自身の名前で作れるようになりますし、携帯電話の契約もできるようになります。一人で色々できるようになり、良いことのようにも思いますが、一方で心配されるのは、契約を巡るトラブルに巻き込まれてしまうことです。

#### 未成年者の保護

未成年の場合、契約には親の

#### 弁護士 本條裕子



同意が必要です。ですので、未成年者が親の同意を得ずに契約

した場合は、「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができます。この未成年者取消権のすごいところは、未成年者が親の同意を得ずに契約したというただそれだけで取消しができるという点です。大人の場合ですと、だまされた（詐欺）場合など法律で定められた条件を満たさないと一度結んだ契約の取消しはできません。未成年者取消権は、社会的経験が浅く、利害を判断する知識や能力が十分でない未成年者を保護するために認められている権利なのです。

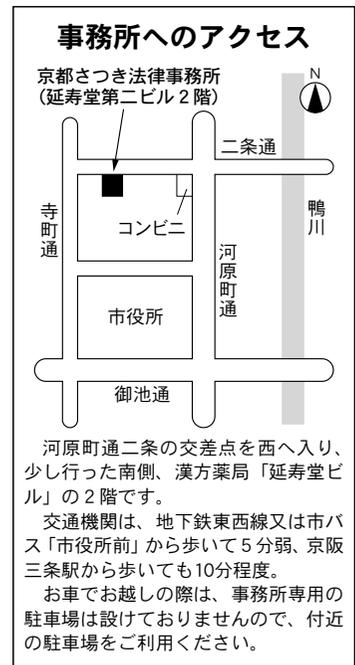
### 心配されること

これまで20才になるまで使えていた未成年者取消権ですが、2022年4月からは18才以上は使えなくなってしまいます。つまり大学入学時点では、未成年者取消権を使える方がほぼ居ない状態となるのです。大学新入生は、社会的経験が浅く、知識も少なく、また勧誘を断る方法も十分に身に付けているとは言えないでしょう。そうすると、悪質業者の恰好の的になってしまうのではないのでしょうか。たとえば、大学の新入生への部活・サークルの勧誘に紛れて、悪質業者が契約を結ばせようとしてくるのが考えられます。大学生入学時から親元を離れて一人暮らしを始める学生も多いでしょうから、契約を巡るトラブルに巻き込まれる可能性がいつそう高まるのではないかと危惧されます。

### トラブルに遭わないために

そうしたトラブルに遭わないようにするためには、18才にな

る前から契約に関する知識を学び、契約するかどうか慎重に判断する姿勢を身に付けておくことが大事です。迷ったら、すぐ返事をせずに親に相談するのもよいでしょう。また、万が一トラブルに遭ってしまった場合は、相談先として、消費生活センターや法律事務所があるということを知っておきましょう。中高生のお子さんがいらっしゃるご家庭では、契約や勧誘について、一度話し合ってみてはいかがでしょうか。一緒に色々調べてみるのもよい勉強になると思います。せっかくなのでたい成人ですので、トラブルに遭わないよう気を付けたいですね。



### 編集後記

京都さつき事務所開業以来16年間欠かさずに年2回発行を続けてまいりました京都さつきNEWSですが、あまりの暑さにまいってしまい、夏はお休みしてしまいました。楽しみにしてくださった皆さまには、たいへん申し訳ありません。

平成最後の2018年は、北海道地震、長野地震、群馬地震、大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風21号の被害など、想定外の災害が相次ぎました。各地の災害により亡くなられた方々に心よりお悔み申し上げます。また、被害を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

2019年は改元が決定しています。詳しくはありませんが、改元の歴史は災害の歴史

だそうで、大地震や火災、天変地異、疫病の流行などがあつたとき、改元を行うことで災いを断ち切って、新しい世の中を作るという意味があるそうです。改元により、昨今の災害が少しでもなくなればよいと願わずにはおれません。

想定外の事態など、どのような事態においても、皆さまのために、親身になって、力をあわせて実践して参りたい、と事務所一同、意を強くしております。皆さまがたにとりまして、よりよい年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

新年の執務は2019（平成31）年1月7日より開始いたします。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。

